

令和 6 (2024) 年度みよし市障がい者福祉計画審議会 次第

日時：令和 6 (2024) 年 10 月 8 日 (火)

午後 2 時から

場所：みよし市役所 3 階

研修室 3・4・5

1 委嘱状交付

2 あいさつ

3 議題

(1) 「みよし市障がい者福祉計画」の概要について (資料No. 1)

(2) 今後のスケジュールについて

令和 7 (2025) 年度 現計画の進捗確認 (1 回/年開催)

令和 8 (2026) 年度 現計画の進捗確認、第 8 期障がい福祉計画及び
第 4 期障がい児福祉計画の策定に向け審議
(3 回/年開催)

(3) みよし市の地域生活支援拠点等の整備について (資料No. 2)

4 その他

令和 7 (2025) 年度障がい者福祉計画審議会

日時 令和 7 (2025) 年夏頃を予定

議題(1)「みよし市障がい者福祉計画」の概要について

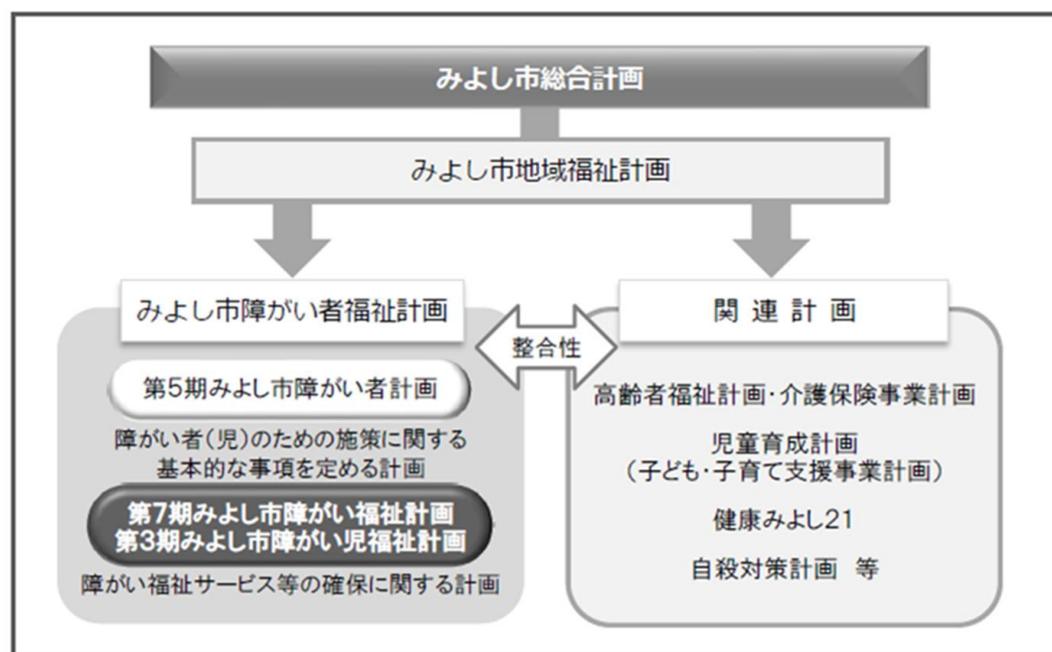
1 計画の位置付け

「第5期障がい者計画」は、障がい者基本法第11条第3項に規定する「市町村障がい者計画」として、障がい者を取りまく状況や社会情勢を踏まえ、障がいのある人の自立と社会参加への支援を総合的かつ計画的に推進していくための基本目標を示す計画である。

また、「第7期障がい福祉計画」は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）第88条に規定する「市町村障がい福祉計画」として、障がい福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画として策定した。加えて、児童福祉法の改正により、市町村に策定が義務付けられた「第3期障がい児福祉計画」を、「第7期障がい福祉計画」と一体的に策定した。

この計画は、『みよし市総合計画』、『みよし市地域福祉計画』を上位計画とし、関連する計画と整合性をとりながら、障がい者（児）福祉の方向性を示す計画として位置付けられる。

■障がい者（児）福祉に関わる計画（イメージ）



2 計画の期間

策定年度	障がい者計画		障がい福祉計画・障がい児福祉計画	
	期	計画期間	期	計画期間
H29年度	第4期	H30～R5年度	第5期・第1期	H30～R2年度
R2年度	—	—	第6期・第2期	R3～R5年度
R5年度	第5期	R6～R11年度	第7期・第3期	R6～R8年度
R6年度	現計画初年度（委員委嘱、概要説明）			
R8年度	—	—	第8期・第4期	R8～R11年度

3 計画の特色

(1) みよし市障がい者計画

○障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画

- ・障がい者施策における市の責任を明確化させ、障がいのある方々の地域生活を支援する全体的なビジョンを示す
- ・地域の様々な資源の総合的な連携体制を構築し、障がいのある方々一人ひとりに対し、適切なサービスが提供される基盤を作る

(2) みよし市障がい福祉計画

- ・障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標及び業務の円滑な実施に関する事項
- ・市の障がい福祉サービス、相談支援の必要な見込量
- ・障がい者支援施設の必要入所定員総数
- ・地域生活支援事業の実施に関する事項 など

みよし市障がい児福祉計画

- ・障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・市の通所支援又は障がい児相談支援の必要な見込量
- ・障がい児入所施設等の必要入所定員総数 など